

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	区は、身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則及び障害者総合支援法に基づき、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者福祉手帳事務を行っている。 心身障害者手帳システムは、この目的を果たすため、区内に居住地を有する身体障害者の手帳の交付、再交付、返還、居住地変更、氏名変更等の事務及び補装具、日常生活用具等の支給を行うものである。 区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	心身障害者手帳システム

2. 特定個人情報ファイル名

心身障害者手帳システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 （別表における利用範囲の根拠） ：20の項 なお、別表の20の項の上欄は「都道府県知事」とされているが、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の規定により区が処理する。
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 情報提供は、東京都が行う。 （情報照会の根拠） 情報照会を行わない。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部杉並福祉事務所
②所属長の役職名	杉並福祉事務所長

6. 他の評価実施機関

－

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号167-0032 東京都杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2F 杉並区保健福祉部杉並福祉事務所管理係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[☐]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による紹介を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスを防止するため、必ず複数人での確認を行った上で実施する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーが記載されている書類等については、区画割された特定の場所に保管することとしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号利用 法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) :11の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(以下「主務省 令」という) ・第11条	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) :11の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令 ・第11条	事後	自己点検による記載の修正 (その他の項目の変更)
平成28年11月30日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の 項のうち、第4欄(特定個人情報)に「身体障害 者福祉法による身体障害者手帳に関する情報」 が含まれる項(16の項) ・主務省令第12条 (別表第2における情報照会の根拠) 該当なし	・番号利用法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の 項のうち、第4欄(特定個人情報)に「身体障害 者福祉法による身体障害者手帳に関する情報」 及び「障害者関係情報」が含まれる項(10、1 4、16、20、27、28、31、53、54、55、56の 2、57、79、85の2、106、108、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令:第1 2、20、21、22、28、29、30、31、42、53条 (別表第2における情報照会の根拠) 該当なし	事後	・番号法改正等 提供根拠追加等
平成30年3月26日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公関係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公関係	事後	組織改正
平成30年3月26日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号167-0051 東京都杉並区荻窪5-15-13 杉並区保健福祉部杉並福祉事務所管理係	郵便番号167-0032 東京都杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2F 杉並区保健福祉部杉並福祉事務所管理係	事後	事務所移転
平成31年3月20日	I 関連情報 1. ③システムの名称	心身障害者手帳システム、中間サーバコネク タ、中間サーバ・プラットフォーム	心身障害者手帳システム	事後	自己点検による記載の修正 (誤記の修正)
平成31年3月20日	I 関連情報 2. ファイル名	心身障害者手帳システムファイル、中間サーバ コネクタDBファイル、情報連携ファイル	心身障害者手帳システムファイル	事後	自己点検による記載の修正 (誤記の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) :11の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令 ・第11条	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) :11の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主 務省令で定める事務を定める命令 ・第11条 なお、別表第1の11の項の上欄は「都道府県 知事」とされているが、「特別区における東京 都の事務処理の特例に関する条例」の規定によ り区が処理する。	事後	自己点検による記載の修正
平成31年3月20日	I 関連情報 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	自己点検による記載の修正 (誤記の修正)
平成31年3月20日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の 項のうち、第4欄(特定個人情報)に「身体障 害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報」 及び「障害者関係情報」が含まれる項(10、1 4、16、20、27、28、31、53、54、55、56の 2、57、79、85の2、106、108、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令:第1 2、20、21、22、28、29、30、31、42、53 条、 (別表第2における情報照会の根拠) 該当なし	(情報提供の根拠) 情報提供は、東京都が行う。 (情報照会の根拠) 情報照会を行わない。	事後	自己点検による記載の修正 (誤記の修正)
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	IV リスク対策	－	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
令和3年1月1日	IIしきい値判断 1. 対象人数	平成27年11月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II 2. 取扱者数	平成27年11月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月18日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月27日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月27日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和6年2月28日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和3年9月27日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	自己点検
令和6年2月28日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年9月27日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	自己点検
令和7年2月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) : 11の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令 ・第11条 なお、別表第1の11の項の上欄は「都道府県 知事」とされているが、「特別区における東京都 の事務処理の特例に関する条例」の規定により 区が処理する。	番号利用法 ・第9条 (別表における利用範囲の根拠) : 20の項 なお、別表の20の項の上欄は「都道府県知事」 とされているが、「特別区における東京都の事 務処理の特例に関する条例」の規定により区が 処理する。	事後	番号法改正